

JAS法における生鮮・加工の分類

生鮮・加工の分類による表示項目の違い

生鮮食品に加えて、加工食品にも一定の要件を満たす品目について、原料原産地表示を義務付け。

[共同会議報告書 2、p5]



原産地の表示に関しては、生鮮、加工の分類による違いは決定的な問題ではなくなる(生鮮的な加工食品については、生鮮食品同様に原産地表示が必要になる方向)

刺身盛り合わせについては、義務表示の対象とせず、別途実行可能な方法として指針により対応。

[共同会議報告書 2、p6]

(背景)

- ・消費者からは、原産地表示の要望がある。
- ・事業者にとっては、多種類の魚が使用され、同一日でも入荷状況によってその種類や産地、組み合わせが変動するため、個々の魚の原産地等の表示を行う上で技術上の問題。



(検討事項)

JAS法における生鮮・加工の分類を、あえて見直す必要があるか。

JAS法における生鮮・加工の分類の考え方の整理

| | 切断前 | 単品 | 同種混合 | 異種混合 | 加工品を混合 | 加工品 |
|-------|-----|----------|--------------------|------------------------|-------------------------|-------|
| 刺身 | 魚 | メバチマグロ赤身 | メバチマグロ赤身+メバチマグロ中トロ | メバチマグロ赤身+ミズダコ(生) | メバチマグロ赤身+ゆでだこ | ゆでだこ |
| カット野菜 | 野菜 | キャベツ千切り | キャベツ千切り+赤キャベツ千切り | キャベツ千切り+カットレタス+タマネギ千切り | キャベツ千切り+カットレタス+コーン(加工品) | コーン缶詰 |
| スライス肉 | - | 牛ロース肉 | 牛カルビ+牛ロース | 牛カルビ+豚ロース | 牛カルビ+牛塩タン | 牛塩タン |

オプション1
 オプション2
 オプション3
 オプション4
 オプション5
 (現行)

..... : 現行の生鮮・加工の分類の線引き(運用上)

: 生鮮食品扱い

: 加工食品扱い

オプションごとの問題点の例

(オプション)

(問題点の例)

オプション1: 未切断 / 切断

・一般の認識として刺身や精肉は加工？
(・食衛法とは整合)

オプション2: 単品 / 混合品

・挽肉は単品か、混合品か？
・マグロ赤身のみでは生鮮、赤身と中トロの盛り合わせは加工？

オプション3: 現行どおり(同種混合 / 異種混合)

・マグロのみでは生鮮、マグロとイカの盛り合わせは加工？

オプション4: 加工品混合の有無

・サラダのうち、生鮮野菜・果実のみなら生鮮だが、缶詰のコーンやツナを混合すると加工？
・刺身盛り合わせのうち、生のミスダコなら生鮮だが、ゆでだこを盛り合わせると加工？

オプション5: 生鮮混合の有無

・加工主体で生鮮を一部混合した場合も、生鮮扱いが妥当か？
・加工食品の原材料等に関する情報はどうか？